

第3次環境基本計画策定に向けた概要説明について

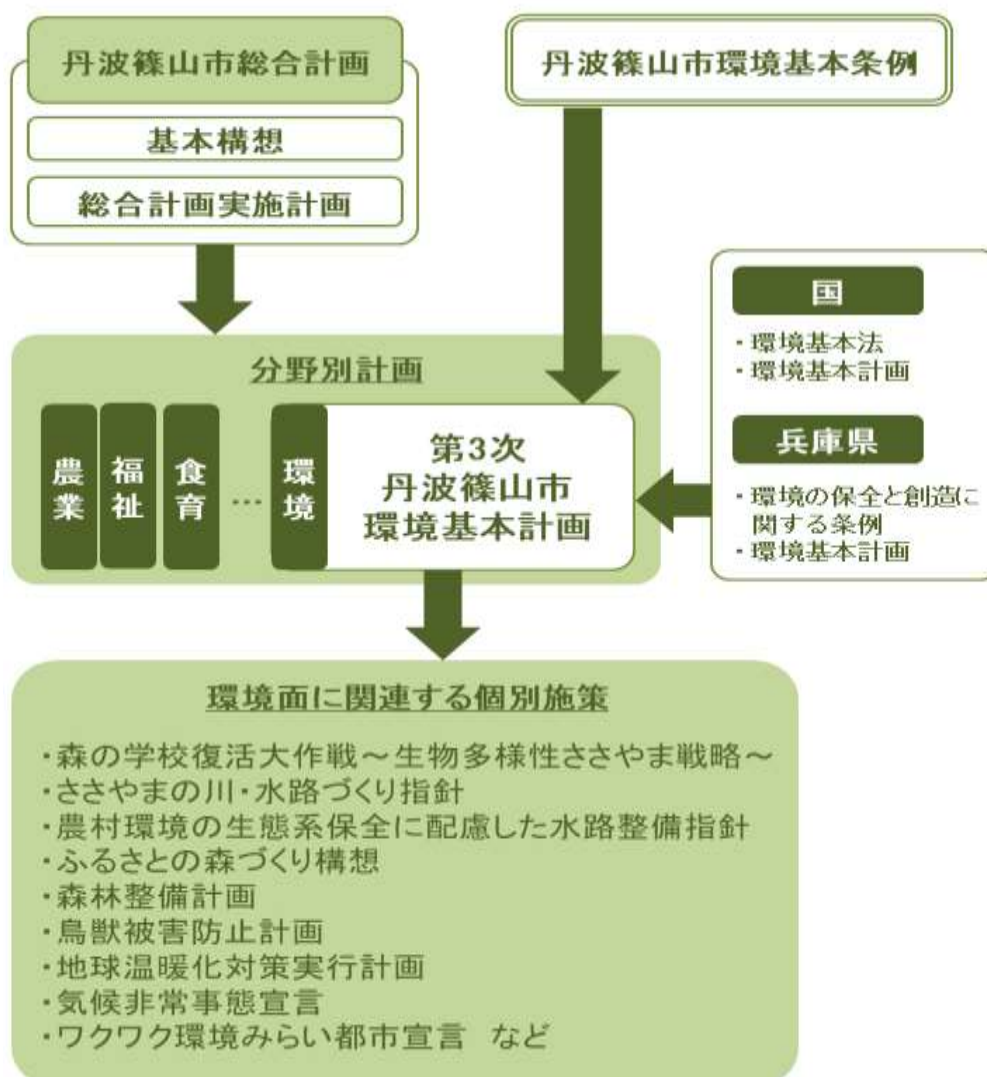
丹波篠山市は、平成22年に「環境基本計画(第1次計画)」を策定し、市の目指す環境の将来像と基本目標を「源流のまち篠山～命をはぐくむ豊かな森と水を未来につなぐ～」として、自然環境の再生や保全などに積極的に取り組んできました。

そして、第1次計画期間中の社会的背景の変化を踏まえ、丹波篠山市がこれからも持続可能なまちであるために、環境政策の立場から考えるべきこと、実行すべきことを定めるため、令和2年に『環境を「守る」、まちづくりに「活かす』』を理念とした第2次計画を策定しました。

第2次計画の計画期間は、令和7年度(2025年度)までとなっているため、第3次計画の策定に向けた取り組みを令和6年度から計画的に進めます。



1. 環境基本計画の位置付け



2. 環境基本計画の役割

環境基本計画は環境行政のマスタープランであるため、第3次計画についてもこれまで同様、市全体のめざすまちづくりの方向性を示した「丹波篠山市総合計画」と連携します。

また、市が策定する個別計画のうち環境に関する事項はこの計画を基本とし、施策や事業も環境基本計画との連携・整合を図りつつ進めていきます。

3. 計画の期間

第3次計画の期間は、市総合計画との整合性や国等の環境施策の動向を踏まえ、環境審議会で検討を行います。

計画名		H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	
		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	
丹波篠山市環境基本計画		第1次			第2次					第3次									
丹波篠山市 総合計画	基本構想	第2次				第3次													
	基本計画	第2次(後期)				第3次													
環境基本計画(国)		第4次		第5次(6年)															
兵庫県環境基本計画		第4次		第5次(概ね10年)															

4. 第3次環境基本計画策定までの流れ

(1)環境審議会への諮問

環境基本計画に関する事項については、市環境基本条例第17条第2項第1号において環境審議会で審議するものとされているため、第3次計画の策定について環境審議会での審議を市長から環境審議会に諮問します。

第2回審議会での諮問書手交を予定しています。

(2)環境審議会における検討

環境審議会におけるワークショップや意見交換により第3次計画の内容を検討します。

第2回審議会から、検討作業を始める予定です。

(3)庁内体制

環境基本計画庁内推進会議において、関係する環境施策の進捗状況の確認や意見交換など関係部局と連携して策定をすすめます。

(4)環境審議会から市長への答申

環境審議会での検討結果について、市長に答申します。

令和7年9月下旬の答申を検討しています

第3次環境基本計画 策定スケジュール

年度	時期	審議会等	主な内容
令和6年度	6月12日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度環境報告 ・令和6年度環境施策事業説明について ・第3次環境基本計画策定に向けた概要説明について ・第2次計画策定後の関連環境施策について
	7月30日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問書の手交 ・現行計画の評価・検証 【テーマ】 第2次環境基本計画はまちづくりに生かされたのか？ ・第3次計画の策定方針(案)について
	11月上旬	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・丹波篠山市として目指す環境の将来像を導き出すためのワークショップ 【テーマ】 基本方針 目指すまちの姿
	1月下旬	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・環境施策推進に向けたワークショップ 【テーマ】 重点分野の施策 方針・成果指標
	3月中旬	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度環境施策事業の実施状況報告 ・令和7年度環境施策事業の方針説明
令和7年度	5月下旬	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・令和6年度環境報告 ・令和7年度環境施策事業説明について ・第3次計画(案)の提示
	7月上旬	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次計画(案)について ・意見交換
	8月下旬	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)について ・意見交換
	9月下旬	市長へ答申	
	1月中旬 ～ 2月中旬	パブリック コメント	公表の日から起算して30日以上(パブリックコメント手続条例第6条)
	3月上旬	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果について ・令和7年度環境施策事業の実施状況報告 ・令和8年度環境施策事業の方針説明
	3月中旬	公表	計画策定、公表
令和8年度	4月～		第3次計画の推進

2月中旬～4月下旬
事務局にて計画案作成